

【資料 3】

Let's コネクト！デジタル未来ふれあいイベント企画運営業務 企画提案実施競技審査要領

1 目的

この要領は、Let's コネクト！デジタル未来ふれあいイベント企画運営業務の委託候補者を選定するため、審査に関して必要な事項を定めるものです。

2 企画提案審査会

(1) 審査は、次の 4 名の審査員によって構成される審査会によって審査します。

- ・デジタル化統括監
- ・デジタル政策推進課長
- ・デジタル政策推進課ICT戦略推進監
- ・産業政策課デジタルイノベーション戦略室長

※デジタル化統括監を審査委員長とします。また、審査委員長に事故がある場合は、審査委員長が指名する職員がその職務を代行します。

(2) 審査会の進行、意見の取りまとめ及び審査結果集計は、デジタル政策推進課調整・DX推進チームが行います。

3 審査方法

(1) 企画提案競技参加業者から提案された企画の内容について、Web会議システムを利用したプレゼンテーション審査と質疑応答により行います。なお、プレゼンテーション審査の発表者は、原則として受注した場合における管理責任者が行うこととします。

(2) 審査は 4 の「審査項目、審査の視点及び配点」により行います。

(3) 各審査員の評価点を集計し、合計点数により順位付けします。

(4) 合計点数の最も高い者を最優秀提案者とし、審査会で委託候補者として決定します。なお、合計点数を比較した結果、合計点数が同点となった場合は、審査員の合議により委託候補者を決定します。

(5) 委託候補者の合計点数が得点率 6 割に達しない場合は、審査員の合議により契約に当たっての条件等を付与する場合があります。

4 審査項目、審査の視点及び配点

(1) 事業目的の理解（10点）

本業務に対する考え方、重視すべきポイントなど

(2) 事業内容（55点）

イベント実施内容や集客力を高める企画、構成及び実施スケジュール等の詳細など

(3) 実施体制（10点）

実施体制の妥当性など

(4) 実施適正（10点）

同種及び類似業務の実績など

(5) 費用対効果（5点）

見積金額及び費用内訳の妥当性など

(6) 賃金水準の向上（5点）

賃金水準の向上に関する書類の提出

(7) 女性活躍の推進（5点）

女性の活躍推進に関する書類の提出

※詳細は、別紙評価表を参照してください。

別紙 評価表

項番	審査項目		提案依頼事項	審査基準	配点
1	事業目的の理解	目的達成のための考え方について	貴社への業務委託により事業目的を達成できること、また、事業目的の達成のために、重視すべきポイントを記載すること。	・本事業の目的を理解し、事業目的を達成するために重視すべきポイントが適切に示されているか。	10
2	事業内容	事業の企画、構成（イベント実施内容の提案）	イベントにおける実施内容を提案し、その概要を記載すること。	・未来に希望や期待をもつことができ、わくわくするような内容であるか。 ・最新のデジタル技術に関する理解の促進につながる内容であるか。 ・実施を必須としている内容は含まれているか。 ・県民が関心を寄せる内容であるか。	30
		事業の企画、構成（集客等の提案）	仕様書に記載する来場者ターゲットに周知するための方法を提案し、その概要を記載すること。	・来場者ターゲットに対し、本イベントを広く周知することのできる提案であるか。 ・多くの県民に来場いただくために、効果的な提案であるか。	15
		事業の詳細	事業の詳細（イベント当日までの工程スケジュール、イベント当日のタイムスケジュール、各内容の進め方等）を記載すること。	・適切なスケジュールが記載されているか。 ・各内容の進め方は妥当であるか。	10
3	実施体制	実施体制の妥当性	委託業務の実施・運営体制を記載すること。	・業務遂行に当たり、支障のない体制であるか。	10
4	実施適正	類似業務の受託実績	過去に受託した同種及び類似業務の実績について記載すること。	・業務遂行に当たり、有益な知見、ノウハウを有しているか。	10
5	費用対効果	見積書	見積金額及び費用内訳を記載すること。	・見積金額及び費用内訳は明確か。 ・見積金額は低廉か。	5
6	その他	賃金水準の向上	賃金水準の向上に関する取組について、県が示す書類を提出すること。	・下記、「○「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取組の評価基準」を参照すること。	5
7	その他	女性の活躍推進	女性の活躍推進に関する取組について、県が示す書類を提出すること。		5
合計					100

○「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取組の評価基準

評価項目	設定区分例			配点	
	大分類	小区分			
賃金水準の 向上	役員及び従業員の給与等 受給者一人当たりの平均 給与額又は役員を除く従 業員の給与等受給者一人 当たりの平均給与額の対 前年増加率	1.5%以上増加		3	最大 5
		2.0%以上増加		4	
		3.0%以上増加		5	
	「パートナーシップ構築 宣言」の作成・公表			0.5	
女性の活躍 推進	一般事業主行動計画の策 定・届出	従業員数100人以 下の企業	女活法 ※2	各0.25	最大 0.5
			次世代法 ※2		
	えるぼしチャレンジ企業 認定 ※1			1	最大 3
	法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	
			プラチナえるぼし	2	
		次世代法 ※2	くるみん	1.5	
			プラチナくるみん	2	
		若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0.5	
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 ※3		各0.5	最大 1
		女性の活躍推進企業表彰 ※3			
子ども・子育て支援知事表彰 ※3					
男女共同参画社会づくり表彰					

注1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとする。

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。